

ジブリパーク「学校団体枠」の対象となる学校・施設について

「学校団体枠」の受け入れは遠足・校外学習・社会見学・修学旅行などを想定していることから、国内に所在し、学校教育法に基づく学校・幼稚園及び利用実態が類似する施設等を対象とします。

●学校教育法に基づく(文部科学省の認可を受けている)学校

・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、高等専修学校、高等専門学校、特別支援学校

※対象となるのは高等課程まで、大学については対象外です。

●児童福祉法に基づく児童福祉施設など

・保育所、幼保連携型認定こども園、児童発達支援センター、児童自立支援施設、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業

※児童を預かる時間などの利用実態が幼稚園と類似する、認可保育所等の施設については対象ですが、一時預かりについては小学校や認可保育所に通っている児童が利用するため対象外です。また入所施設(乳児院、母子生活支援施設など)は居住する施設となるため対象外となります。

●その他保育事業等

利用実態が先に対象とした施設と同様のものについては対象とします。

・企業主導型保育事業など

●注意:その他の対象外施設

・民間教育施設(教習所、塾)、職業訓練学校、上記に記載がない学校、施設

・日本国内に拠点がない海外の学校